

令和7年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和 7年 6月26日(木) 開会 午前10時
閉会 午後0時8分

場所 第3委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
東山徹副委員長
木下博信委員、藤井健志委員、逢澤圭一郎委員、武内政文委員、梅澤佳一委員、
町田皇介委員、深谷顕史委員、岡村ゆり子委員、城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
表久仁和総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、
小島孝文契約局長、平岩亮司人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、
後藤安史文書課長、水書潤学事課長、多胡一茂税務課長、
金田剛個人県民税対策課長、松金義徳管財課長、
政近邦生管財課県庁舎再整備政策幹、福田和有統計課長、
橋口純子総務事務センター所長、池田真一行政監察幹、
伊藤正経入札課課長、植竹眞生入札審査課長、林大輔県営競技事務所長

鯨井素子秘書課長

片桐徹也人事委員会事務局長、
中野純子人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、林田泰明任用審査課長

[県民生活部関係]
横内ゆり県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、
島村克己県民共生局長、渡邊和貴県民広聴課長、星野雄一広報課長、
小宮裕二共助社会づくり課長、鵜澤浩美人権・男女共同参画課長、
堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、
柳沢伸明スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、築地良和消費生活課長、
佐藤和則防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第 8 6 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）のうち総務部関係	原案可決
第 9 0 号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 9 号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例の一部を改正する条例）	原案可決
第 1 0 1 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 2 号）のうち総務部関係	原案可決

2 請願

なし

報告事項（県民生活部関係）

- 1 指定管理者に係る令和 6 年度事業報告書及び令和 7 年度事業計画書について
- 2 令和 7 年度における指定管理者の選定について
- 3 スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

逢澤委員

- 1 高校生等臨時支援金であるが、対象者約20,000人ということだが、全体の大体何割ぐらいになるのかお示しいただきたい。
- 2 育児休業についてであるが、改正前は勤務時間の前後で、改正後は任意の時間となった訳だが、そもそも育児休業の一環として取得率はどのぐらいあったのか。男女比も含めてお答えいただきたいと思う。
- 3 専決のところであるが、それぞれ2年延長されている訳であるが、例えば、サ高住の不動産取得税、あと自動車税のバリアフリー、あと先進安全技術ということだが、これまでどれぐらいの実績があったのか、それぞれお答えいただきたいと思う。

学事課長

- 1 今回の高校生等臨時支援金の対象者約20,000人であるが、生徒数全体の約3割程度を見込んでいる。

人事課長

- 2 令和5年度、制度の対象になる小学校就学前の子を育てている職員は、全体で1,799名いた。そのうちの約8%に当たる146人が取得をしている。内訳について、男性が9人、女性が137人といった状況である。

税務課長

- 3 不動産取得税のサ高住であるが、過去5年の平均で単年度で約100万円の減額の影響である。もう一つ、自動車税のバリアフリーの関係であるが、ノンステップバスについて、令和5年度の実績で適用台数が105台、減税額については約2,100万円である。最後に、先進安全技術の関係であるが、こちらも令和5年度の実績で、単年度で約700万円の減額の実績がある。台数で言うと173台である。

逢澤委員

- 1 まず、育児休業のところであるが、8%、男性9名、女性137名ということで取得率は低いと思うが、改正後の取得時間においては、もちろん最初と最後までもいいし、途中でもいいということから、ニーズは高まると思うが、どのぐらい取得率が上がると想定されているのか。
- 2 それを積極的に取ってもらうように仕向けるものなのか、それとも、今までの感覚の中でやっていくのかというのをお答えいただきたいと思う。
- 3 サ高住の件数を教えていただきたい。

人事課長

- 1 今申し上げたのは部分休業に当たるもので、いわゆる育児休業に関するものについては、男性だと75.9%まで今、上がってきている。女性はちなみに100%という状況である。部分休業について、今、時間のある程度融通がきくようになったときにどれぐらいのニーズがあるかということであるが、直接これについて職員からこういう取り

方をしたいという声が正直、上がってきた訳ではない。ただ、１０日相当というもう一つの取り方が選択できるようになり、当課の方で職員にアンケートを取ったところ、７割ぐらいの方が一応利用する可能性があるというふうには申し立てていた。これは急な配偶者の入院とか、突発事項に対して使えるというところもあり、万が一そういうことがあれば、もしかしたら使えるかもしれないというニーズがあるのかなというふうに考えている。

- 2 部分休業以外にも育児に関して取れる、例えばこどもが病気のと時に取れる休暇制度もある。部分休業は基本無給になるというところもあるので、育児休業は積極的に取るように、特に女性がずっと１００％で来ているというところもあるので、男性に積極的に取るようにということで推奨はしている訳であるが、部分休業については、あえてこちらから推奨するというよりも、制度を広く周知して使えるときに使ってもらいたいというようなスタンスで臨んでいるところである。

税務課長

- 3 直近では、令和２年度に３件ほどあった。この適用件数が少ない理由であるが、もともと所有している土地の上にサ高住を建てるというケースが多いものであるから、そのために土地の不動産取得税の減額の適用件数が少ないという状況である。

逢澤委員

育児休業のところであるが、（２）の両立支援制度に関する周知などを任命権者が講じなければならないと。男性が７５．９％と、さっき上がってきたと言っていたが、１週間でも取ったことになるから、そこら辺、私もいろいろこども条例のと時に、男性の取得に対して女性がどう思っているかという、取得して家で休んでいたのでは困るというような配偶者の皆様の声なんてものもあったりもするので、育児休業を取るということがどのようにこどもにとって、どのように配偶者の方と一緒に考えていくかということも、併せて示していくことが大事だと思うが、その辺どうか。

人事課長

非常に貴重な意見だと思う。我々としてもそのように思っており、まず妊娠が分かった段階で家族間で話し合いをしてもらって、どういうふうな形でお互いに子育てをしていくかということの話し合いが非常に大事だと思っており、まず妊娠が分かった段階で職場に申出があれば、特に男性職員向けに、ガイドブックを特別に作成していたりであるとか、家族内で話し合いができるようなきっかけとなるようなチラシ類であるとか、あと年収とかも含めてどんなふうな計画が立てられるかというようなミーティングの資料になるようなシートを配ったりして、話し合いを促すようにしている。その結果については、改めて管理職員が必ず面接を、基本的には各課であれば副課長がやった上で課長も面談をして、きっちりどういうふうにやっていくかというのは意向も確認して、職場の方でもきっちり配慮するというような形でやらせていただいているので、引き続きしっかりと、職員に理解をしてもらいながら取っていただけるように、こちらとしても推奨していきたいと思っている。

岡村委員

- 1 ９０号議案の育児休業の件についてであるが、これまでの改正前だと、最初と最後なので、その時間の管理もしやすかったと思うが、今後その間に時間を取れる形になるので、そういった時間をどのように管理をしていくのか。

- 2 (2)の両立支援に関する措置の中で、両立支援制度に関する周知などの「など」の中にはどういったことが含まれるのか教えていただきたい。
- 3 91号のたばこ税についてであるが、今加熱式たばこの方もすごく増えていて、県に入ってくる税収も増すと思うが、この条例が改正されることでどのぐらいの増額になるのか。

人事課長

- 1 通常、職員の服務関係、休暇であるとかも含めて、例えば出退勤の状況であるとか、基本的に総務事務システムというシステムが職員に入っており、そちらで管理をしている。今回の育児休業の部分休業の取得についても、総務事務システムの方で対応していくつもりである。
- 2 制度の周知のほかには、ちょっと先ほど申し上げたかもしれないが、制度などの利用意向をまず確認をしっかりとすること、その確認をした職員の意向にしっかりと配慮していくということ、以上になっている。

税務課長

- 3 地方財政計画で示された影響額を基に試算したところ、本県における令和8年度の増収額は、5,700万円程度を見込んでいる。

岡村委員

90号議案の「など」のところで、意向を確認するであるとか、多分その育児の支援ということ、両立支援でもあると思うので、多分その中で困っていることとかそういう話も出てくるかなとも思う。そういうのを話しやすい、上司に言いやすい、言いにくいとかもあるかもしれないし、あとは同じ性別の方が言いやすい、言いにくいとかもあるかもしれないし、そういったのでどなたに聞かれるかによっても、言える、言えないとかというものもあるかと思うが、そういったところはどのようにお考えか。

人事課長

今は、相手の話しやすい者が面談をするという制度にはなっておらず、グループリーダーなり管理職員がやるということになっている。趣旨としては、実際に休暇を取ることになった後、職場の本人の持っている業務を、例えば、次どうしていくかとかいうことにもなったりするので、業務の状況がしっかり分かっているということも必要だというふうに考えており、例えばその話を聞いて、いつからいつまで休みになる、この間にはどういう仕事がある、ちょっとグループ内で話し合って、その仕事の分担をどうしようとか、ここは代替職員を入れるように制度をちょっと活用しようであるとか、そういうことも話し合っていく必要があろうかと思っており、現状は、たまたま同性がいれば、もちろん同性がやったほうが好ましいのかなというふうに思うが、そういう形にはなっていない。

木下委員

- 101号議案の補正2号について聞かせていただきたい。
- 1 239校に258万なので1校当たりになると10,000円ぐらいかなと、学校側もこれだけのためにどれだけ事務手数料がかかるのか。県庁が申請手数料を積算するときと同じように計算していったら、下手したら学校が申請した事務手数料を考えたら赤字になって何の意味もないほどになってしまうのではないかとこのところを危惧する。であ

るから、そうならないように、適切かつ簡素な手続にする必要があると思うが、どう考えているのか。

- 2 あわせて、申請者に対して簡潔にすることというのが、県職員にとっても、事務処理の負担を減らすことになると思う。こうした約259万円、この予算を執行するのに職員の人件費を計算していたらそれ以上かかったというのも問題になるかと思うので、その双方の、県民にとっての負担を減らすためにどのような工夫で、この予算を執行しているのか。
- 3 地方創生臨時交付金で10分の10の財源で、全部国なのは分かるが、これはあくまで確認だが、交付金があるから県独自に考えたものなのか、それとも、物価高対策ということで、交付金という形では来ているけども、メニューとしてはこういうふうな計算でやることというふうに、国から実質的に枠がはまってきているもので、こういう予算を組んだのか、どちらなのか確認をさせていただきたい。

学事課長

- 1 委員指摘のとおり、当該補助に当たって、学校の事務が必要以上に負担のかからないようにというのは考えているので、具体的には、資料6の事業イメージにもあるように、例年お支払をしている運営費補助金、こちらに上乗せをして支給する形で、学校からの個別の申請は不要という形で対応させていただきたいと考えている。
- 2 このような形の物価高騰対策の補助金、昨年度も実施したりしているので、少しでも効率的に、計算も簡素にしながら、支給もスピーディにやれるように、事務処理の方は進めていきたいと考えている。
- 3 確かに交付金という形で県の方にお示しをされて、その上で、県全体で、総務部だけではなく県全体として、物価高騰対策というメニューの中でどういうふうに、必ずプロパンガスというふうな縛りではなくて、どういう形で物価高騰対策をするかという全庁的に検討させていただいた中で、昨年度電気とか都市ガスもあったが、私立学校に対して、この物価高騰の影響を少しでも緩和できるようにということで用意をさせていただいているので、今回は対象外となっているプロパンガスについて補助をさせていただくものである。

木下委員

3点目だが、今までの予算の物価高騰の中で、他の電気だとかガスについては見てきたが、プロパンが該当しなかったから、今回この物価高騰の対策の中で補正で加えてきたという理解でよいのか。

学事課長

委員指摘のとおりである。

城下委員

- 1 86号、何人かの方が質疑をされているが、今回910万円以上の世帯の高校生等にも支給するというので、もう新年度が始まっているので、いつ頃、この118,800円は支給されるのか、その時期についてお示しいただきたいというふうに思う。
- 2 90号であるが、実績も先ほど答弁あったが、男性と女性の取得率の人数が非常に格差があるなという印象を持った。なおかつ、この制度がやっぱり無給だということもあって、どうしても女性職員の取得が多くなっていくのかなというふうに受け止めたが、こ

の辺の部分で、どういうふうに県の担当として受け止められているのか。これに対しての対応をどういうふうにすれば、男性も取得が増えていくというふうに認識されているのか。

- 3 たばこ税の関係、91号だが、令和8年度は5,700万円程度を見込んでいるという答弁があったが、そうすると直近でたばこ税の税收実績がどうなっているのか。今回の改正によって入ってくる見込みが、とんとんを見込んでいるのかどうなのか。
- 4 101号だが、今回プロパンガス利用している私立学校に支援をするということであるが、この運営費に上乗せをするということだが、これは、県内にある私立学校でプロパンガスを使用している学校全てが支給という理解でいいのかどうなのか。対象とならない学校も私立学校があるのかどうなのか。いつ頃の支給になっていくのか。

学事課長

- 1 今定例会で議決いただいた際には、すぐに各学校を通じて制度の周知を図って、7月中には速やかに申請受付を開始したいと考えている。ただ、その後、県の審査等があるので、最短でも9月末ぐらいにはなってしまうかと思うが、9月末ぐらいを目途に、県から学校に支給をしたいというふうに考えている。
- 4 今回、県から運営費補助金を支給している451校のうち、プロパンガスを使用している学校については全て支給対象としている。支給対象とならないのは、そもそも運営費自体を支給していない学校に対しては、支給をしないということである。あと時期であるが、先ほど申し上げたとおり、これは運営費の支給に合わせて上乗せする形で支給を考えているので、9月末か10月頭ぐらいを目途に支給をしたいというふうに考えている。

人事課長

- 2 制度的な平等が達成している中、実際に活用の状況に大きな差があるというのは、知事もよく言っているが、ジェンダー主流化の観点からは、ちょっといかがなものかなというふうにはもちろん考えてはいる。こういう中において、例えば部分休業ということで短時間であるので、例えば朝晩の少しの時間であればテレワークをすることで、そもそも取らなくても済むようにできるのではないかという整理ということもあると思うし、あとはもともとやっぱり意識の問題というところが非常に大きいと思っている。意識の問題については、常々知事が職員向けに直接メッセージを発したりであるとか、呼び掛けのような形を取っているし、庁内的にもジェンダー主流化ということで進めているところがあるので、男性職員も女性職員も変わらないような働き方ができるような形での意識改革を我々としても進めてまいりたいと考えている。

税務課長

- 3 県たばこ税の税收の状況であるが、直近であると、令和6年度決算については現在精査中であるので、令和5年度決算では82億円、令和7年度の当初予算では81億円を計上している。ここ数年80億円前後で推移している状況である。ちなみに、県税収入全体に占める割合であるが、県たばこ税は約1%である。今回の税制改正については、影響として出るのは令和8年4月以降になるが、たばこ全体の販売数量は、年々落ちている状況になるので、差引きで、やはりおおむね横ばいで推移するのではないかというふうに考えている。

城下委員

101号であるが、451校のうちの239校ということで、運営費を支給している学校については当然上乗せで支給すると、逆に運営費を支給されていない私立学校は何校あるのか。

学事課長

中には、例えば広域通信制高校であるとか、認定こども園であるとか、そもそも、県の補助対象でない学校、私立学校もある。あるいは学校自らの判断で、自分たちで経営していくということで運営費を辞退されるところもある。そういったものを除いて、私どもが予算を計上していないのは、朝鮮学校1校となっている。

城下委員

先ほども、こども条例が埼玉県にできたということで、国籍にかかわらず全てのこどもたちに平等にというような文言も条例には入っている。今回のこの予算計上するに当たって、その辺の部分をどういうふうにすれば、全ての私立、対象とする学校に届けるのかというような議論はされたのかどうなのか、この点だけ確認したいというふうに思う。

学事課長

運営費補助金の上乗せということで、今回の事業を検討しているので、運営費を支給していない学校を更にという点に関しては正直なところ議論はしていない。

【付託議案に対する討論】

なし